

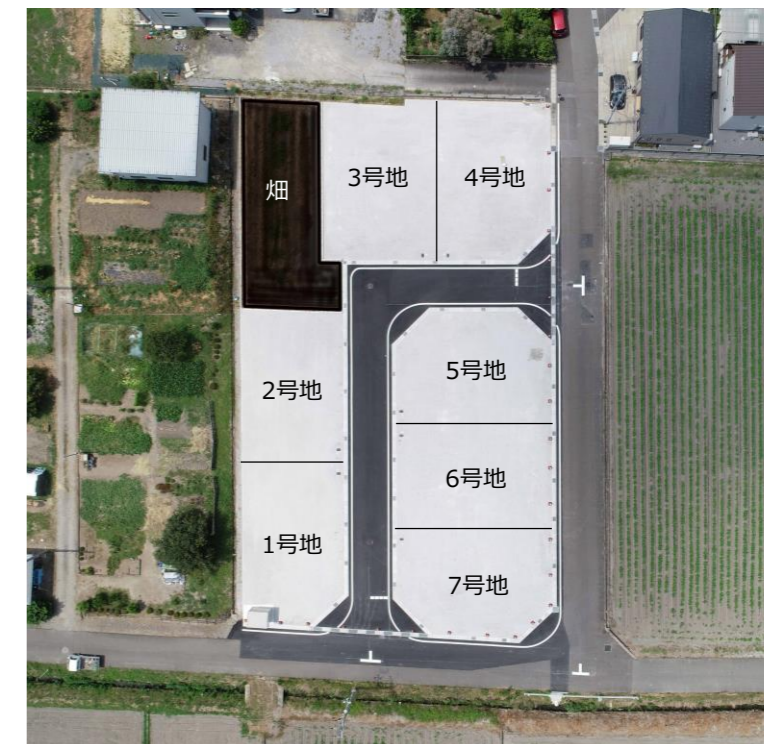
# サンシャイン浅小井4期

価格	1,132万円～1,350万円		
土地	公簿面積 203.13 235.09	m <sup>2</sup>	約 61.44～71.11 坪
所在地	近江八幡市浅小井町		
交通	近江八幡駅よりあかこんバス16分浅小井東バス停より約163m徒歩約3分 JR安土駅より2253m車約5分		
建築条件	なし	地目	宅地
現状	更地	引渡し	相談
都市計画	市街化調整区域	用途地域	
建ぺい率	70 %	容積率	200 %
土地権利	所有権		
他法令上の制限	絶対高さ10m 壁面後退1m		
接道状況	間口	幅員	6m
上水道	公営水道	汚水	公共下水
雑排水	公共下水	電気	関西電力
ガス	個別プロパン	雨水	側溝
備考	司法書士:当社指定 水道加入金:13mm/100,100円 下水道受益者負担金:無し 浅小井町自治会費:年/24,000円 上水道本管50mm/引込20mm 下水道本管150mm/引込100mm 埋蔵文化財:高木遺跡包蔵地域(本掘なし) 開発許可番号:近八開29第010553-1号 2024年3月29日 検査済証:第010584号 2024年8月27日		

## ★建築条件なし売土地!! 全7区画

公図・測量図等はホームページよりダウンロードできます。

MAP QR

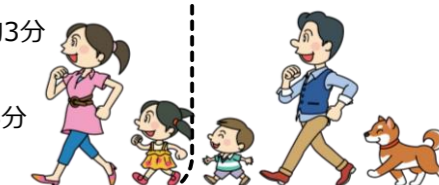


号地	地番	面積	価格
1号地	2233-5	203.13㎡ (61.44坪)	1,137万円
2号地	2233-6	204.11㎡ (61.74坪)	1,132万円
3号地	2233-7	235.09㎡ (71.11坪)	1,330万円
4号地	2233-8	235.07㎡ (71.10坪)	1,350万円
5号地	2233-9	214.46㎡ (64.87坪)	1,298万円
6号地	2233-10	213.51㎡ (64.58坪)	1,260万円
7号地	2233-11	212.52㎡ (64.28坪)	1,286万円

▲ 境界ブロック・フェンス施工位置 (買主負担)

### 周辺施設

- ◇金田小学校: 2785m 徒歩約35分
- ◇金田幼稚園: 2732m 徒歩約35分
- ◇金田東保育園: 1090m 徒歩約14分
- ◇八幡東中学校: 3886m 徒歩約49分
- ◇おさだファミリークリニック: 1139m 車約3分
- ◇近江八幡市立総合医療センター: 4225m 車約11分
- ◇安土郵便局: 2038m 車約5分
- ◇JR安土駅: 2253m 車約5分
- ◇近江八幡駅: 3448m 車約9分
- ◇フレンド마트安土店: 1975m 車約6分
- ◇セブンイレブン安土常楽寺店: 1339m 車約3分
- ◇ドラッグユタカ安土店: 2071m 車約5分
- ◇アヤハディオ八幡西ノ庄店: 1200m 車約3分
- ◇滋賀銀行安土支店: 1954m 車約5分
- ◇リカーマウンテン近江八幡店: 1764m 車約3分
- ◇パロー近江八幡店: 2601m 車約6分
- ◇キリン堂近江八幡西庄店: 2601m 車約6分
- ◇Seria近江八幡店: 2601m 車約6分



滋賀県知事 (9) 第1939号

# (株)中尾ハウジング

(公社)滋賀県宅地建物取引業協会会員 (公社)近畿地区不動産公正取引協議会加盟

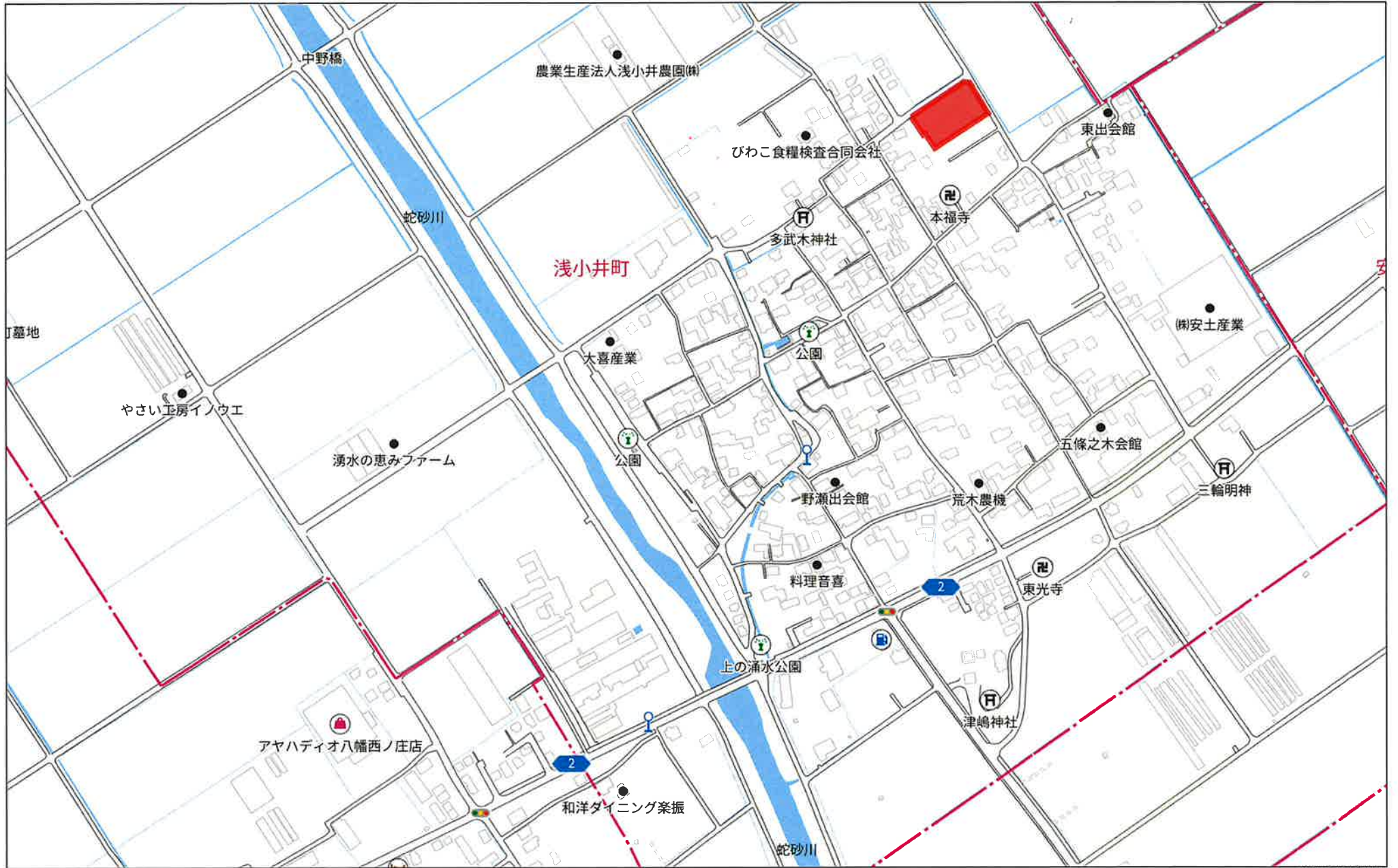
〒523-0896 滋賀県近江八幡市鷹飼町北三丁目6番地4

TEL:0748-33-8700 FAX:0748-33-8704

http://www.iiie.jp E-mail:info@iiie.jp

取引態様 売主	報酬形態 当方不払い	広告 全て不可
------------	---------------	------------

担当者: 小林 090-5044-7904





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	近江八幡市浅小井町字北開		地番	2233番1		
出尺	縮尺不明	精度分		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日							

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年8月15日  
 大津地方方法務局東近江出張所  
 登記官

林田みゆき

令和6年8月15日  
 これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
 大津地方方法務局東近江出張所

登記官

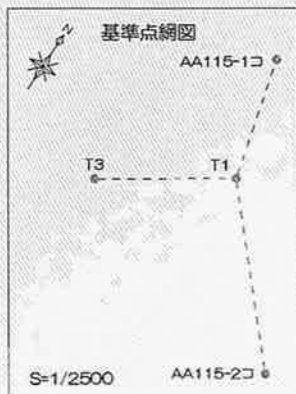
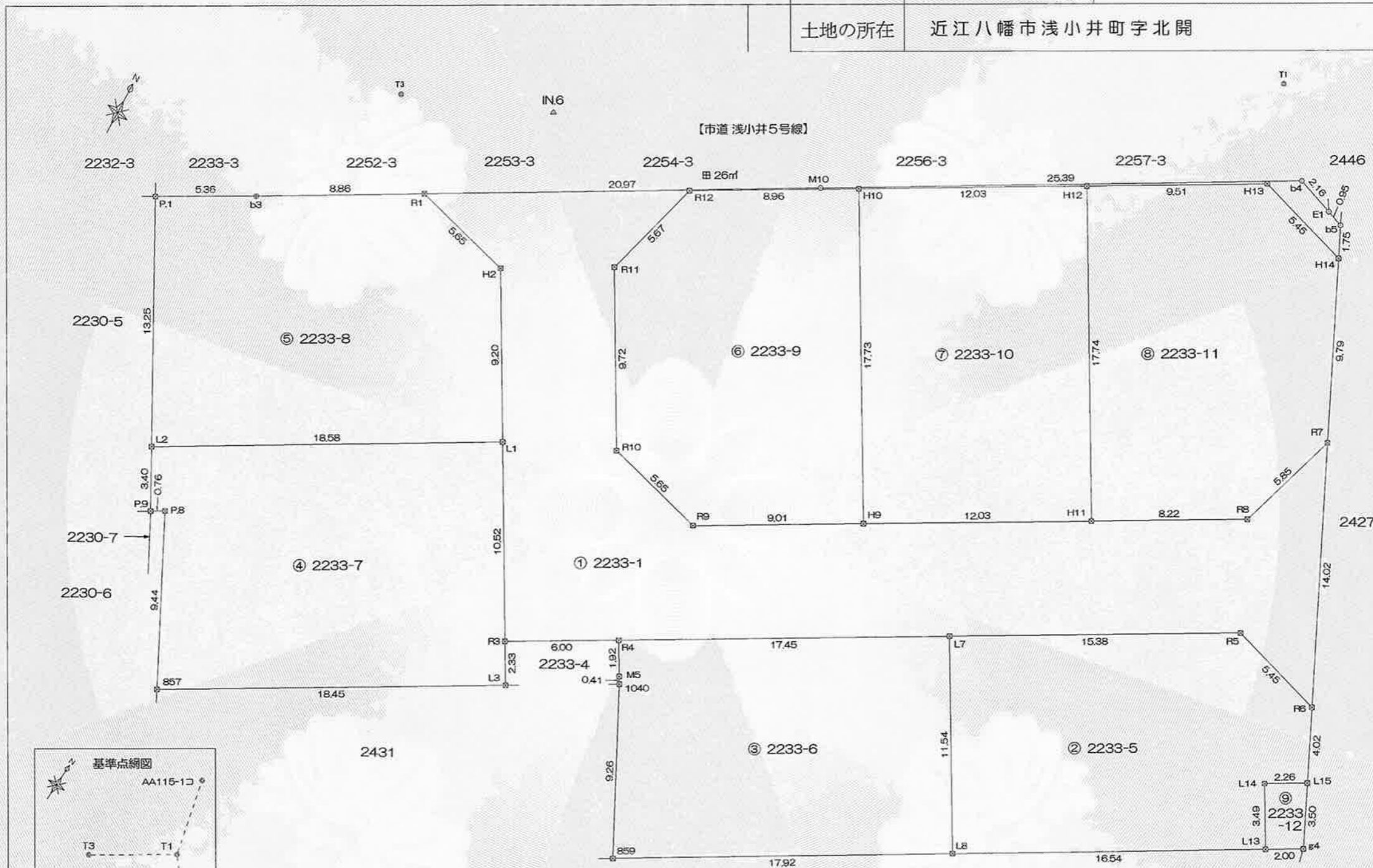
林田みゆき



地番 2233-1、2233-5~2233-12

地積測量図

土地の所在 近江八幡市浅小井町字北開



基準点座標リスト

点名	X座標	Y座標	備考
AA115-1	-94834.984	10662.009	コンクリート杭
AA115-2	-94923.627	10715.781	コンクリート杭
T1	-94875.221	10672.385	金属板
T3	-94901.037	10633.537	金属板

(令和6年7月23日測量)

境界点	境界標の種類
⊕	金属板
⊗	プレート標
⊕	コンクリート杭
+	プラスチック杭
○	刻ミ
□	工作物角

作成者 滋賀県近江八幡市鷹飼町858番地6  
 土地家屋調査士 奥豊寿  
 (令和6年7月27日作成)

申請人 株式会社中尾ハウジング  
 代表取締役 中尾武氏

縮尺 1/250

令和6年8月15日  
 これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
 大津地方裁判所東近江出張所

登記官

林田みゆき



地番	2233-1、 2233-5~2233-12	地積測量図	2/3
土地の所在	近江八幡市浅小井町字北開		

求積表

地番	① 2233-1			
NO	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub>	X <sub>n</sub> ・(Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> )
R1	-94904.775	10637.420	-11.894	1128797.393850
H2	-94905.896	10642.965	10.630	-1008849.674480
L1	-94913.565	10648.050	10.901	-1034652.772065
R3	-94922.335	10653.866	10.818	-1026869.820030
R4	-94919.018	10658.868	19.550	-1855666.801900
L7	-94909.371	10673.416	27.373	-2597954.212383
R5	-94900.866	10686.241	18.130	-1720552.700580
R6	-94902.139	10691.546	-1.594	151274.009566
R7	-94889.932	10684.647	-8.265	784265.287980
R8	-94895.628	10683.281	-8.221	780136.957788
H11	-94900.173	10676.426	-16.885	1602389.421105
H9	-94906.824	10666.396	-17.540	1664665.692960
R9	-94911.804	10658.886	-13.057	1239263.424828
R10	-94910.680	10653.339	-10.922	1036614.446960
R11	-94902.575	10647.964	-4.238	402197.112850
R12	-94897.019	10649.101	8.606	-816683.745514
H10	-94892.056	10656.570	17.495	-1660136.519720
H12	-94885.399	10666.596	17.955	-1703667.339045
H13	-94880.134	10674.525	13.232	-1255453.933088
H14	-94881.404	10679.828	4.440	-421273.433760
b5	-94879.877	10678.965	-1.778	168696.421306
E1	-94879.613	10678.050	-2.990	283690.042870
b4	-94879.013	10675.975	-23.191	2200339.190483
M10	-94893.123	10654.859	-38.555	3658604.357265
合計				-827.192754
合計面積				413.5963770
地積				413.59 m <sup>2</sup>

地番	② 2233-5			
NO	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub>	X <sub>n</sub> ・(Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> )
L13	-94909.802	10693.581	11.829	-1122688.047858
L14	-94906.899	10691.641	-0.056	5314.786344
L15	-94905.641	10693.525	-0.095	9016.035895
R6	-94902.139	10691.546	-7.284	691267.180476
R5	-94900.866	10686.241	-18.130	1720552.700580
L7	-94909.371	10673.416	-6.429	610172.346159
L8	-94918.982	10679.812	20.165	-1914041.272030
合計				-406.270434
合計面積				203.1352170
地積				203.13 m <sup>2</sup>

地番	③ 2233-6			
NO	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub>	X <sub>n</sub> ・(Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> )
L7	-94909.371	10673.416	-20.944	1987781.866224
R4	-94919.018	10658.868	-13.482	1279698.200676
M5	-94920.626	10659.934	1.293	-122732.369418
1040	-94920.968	10660.161	4.960	-470808.001280
859	-94928.928	10664.894	19.651	-1865448.364128
L8	-94918.982	10679.812	8.522	-808899.564604
合計				-408.232530
合計面積				204.1162650
地積				204.11 m <sup>2</sup>

地番	④ 2233-7			
NO	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub>	X <sub>n</sub> ・(Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> )
L3	-94924.285	10655.159	14.085	-1337008.554225
R3	-94922.335	10653.866	-7.109	674802.879515
L1	-94913.565	10648.050	-21.286	2020330.144590
L2	-94923.862	10632.580	-13.666	1297229.498092
P.9	-94926.748	10634.384	2.439	-231526.338372
P.8	-94926.321	10635.019	5.397	-512317.354437
857	-94934.482	10639.781	20.140	-1911980.467480
合計				-470.192317
合計面積				235.0961585
地積				235.09 m <sup>2</sup>

地番	⑤ 2233-8			
NO	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub>	X <sub>n</sub> ・(Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> )
L2	-94923.862	10632.580	22.494	-2135217.351828
L1	-94913.565	10648.050	10.385	-985677.372525
H2	-94905.896	10642.965	-10.630	1008849.674480
R1	-94904.775	10637.420	-12.915	1225695.169125
b3	-94909.699	10630.050	-11.864	1126008.668936
P.1	-94912.626	10625.556	2.530	-240128.943780
合計				-470.155592
合計面積				235.0777960
地積				235.07 m <sup>2</sup>

地番	⑥ 2233-9			
NO	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub>	X <sub>n</sub> ・(Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> )
H10	-94892.056	10656.570	-17.295	1641158.108520
R12	-94897.019	10649.101	-8.606	816683.745514
R11	-94902.575	10647.964	4.238	-402197.112850
R10	-94910.680	10653.339	10.922	-1036614.446960
R9	-94911.804	10658.886	13.057	-1239263.424828
H9	-94906.824	10666.396	-2.316	219804.204384
合計				-428.926220
合計面積				214.4631100
地積				214.46 m <sup>2</sup>

作成者	滋賀県近江八幡市鷹飼町858番地6 土地家屋調査士 奥豊寿 (令和6年7月27日作成)	申請人	株式会社中尾ハウジング 代表取締役 中尾武氏	縮尺
-----	---	-----	---------------------------	----

令和6年8月15日  
 これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
 大津地方裁判所東近江出張所

登記官

林田みゆき



地番 2233-1、2233-5~2233-12 地積測量図 3/3

土地の所在 近江八幡市浅小井町字北開

地番	㉗ 2233-10			
NO	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	Y <sub>n+1</sub> - Y <sub>n-1</sub>	X <sub>n</sub> • (Y <sub>n+1</sub> - Y <sub>n-1</sub> )
H11	-94900.173	10676.426	0.200	-18980.034600
H12	-94885.399	10666.596	-19.856	1884044.482544
H10	-94892.056	10656.570	-0.200	18978.411200
H9	-94906.824	10666.396	19.856	-1884469.897344
合計				-427.038200
合計面積	213.5191000			
地積	213.51 m <sup>2</sup>			

地番	㉘ 2233-11			
NO	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	Y <sub>n+1</sub> - Y <sub>n-1</sub>	X <sub>n</sub> • (Y <sub>n+1</sub> - Y <sub>n-1</sub> )
R7	-94889.932	10684.647	-3.453	327654.935196
H14	-94881.404	10679.828	-10.122	960389.571288
H13	-94880.134	10674.525	-13.232	1255453.933088
H12	-94885.399	10666.596	1.901	-180377.143499
H11	-94900.173	10676.426	16.685	-1583409.386505
R8	-94895.628	10683.281	8.221	-780136.957788
合計				-425.048220
合計面積	212.5241100			
地積	212.52 m <sup>2</sup>			

地番	㉙ 2233-12			
NO	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	Y <sub>n+1</sub> - Y <sub>n-1</sub>	X <sub>n</sub> • (Y <sub>n+1</sub> - Y <sub>n-1</sub> )
L15	-94905.641	10693.525	-3.607	342324.647087
L14	-94906.899	10691.641	0.056	-5314.786344
L13	-94909.802	10693.581	3.607	-342339.655814
g4	-94908.690	10695.248	-0.056	5314.886640
合計				-14.908431
合計面積	7.4542155			
地積	7.45 m <sup>2</sup>			

合計面積	1938.9823490 m <sup>2</sup>
------	-----------------------------

地番	地積
① 2233-1	413.59 m <sup>2</sup>
② 2233-5	203.13 m <sup>2</sup>
③ 2233-6	204.11 m <sup>2</sup>
④ 2233-7	235.09 m <sup>2</sup>
⑤ 2233-8	235.07 m <sup>2</sup>
⑥ 2233-9	214.46 m <sup>2</sup>
⑦ 2233-10	213.51 m <sup>2</sup>
⑧ 2233-11	212.52 m <sup>2</sup>
⑨ 2233-12	7.45 m <sup>2</sup>

引照点表

引照点	名称	X座標	Y座標
IN. 3	汚水マンホール中心	-94872.154	10678.443
IN. 6	汚水マンホール中心	-94897.455	10640.836

引照点	境界点	距離	引照点	境界点	距離
IN. 3	R1	52.411	IN. 6	R1	8.077
IN. 3	H2	48.961	IN. 6	H2	8.705
IN. 3	L1	51.367	IN. 6	L1	17.651
IN. 3	R3	55.876	IN. 6	R3	28.085
IN. 3	R4	50.787	IN. 6	R4	28.109
IN. 3	L7	37.554	IN. 6	L7	34.690
IN. 3	R5	29.752	IN. 6	R5	45.532
IN. 3	R6	32.722	IN. 6	R6	50.925
IN. 3	R7	18.829	IN. 6	R7	44.452
IN. 3	R8	23.967	IN. 6	R8	42.484
IN. 3	H11	28.091	IN. 6	H11	35.693
IN. 3	H9	36.703	IN. 6	H9	27.223
IN. 3	R9	44.210	IN. 6	R9	23.058
IN. 3	R10	45.983	IN. 6	R10	18.199
IN. 3	R11	43.062	IN. 6	R11	8.776
IN. 3	R12	38.460	IN. 6	R12	8.276
IN. 3	H10	29.572	IN. 6	H10	16.634
IN. 3	H12	17.770	IN. 6	H12	28.441
IN. 3	H13	8.889	IN. 6	H13	37.880
IN. 3	H14	9.353	IN. 6	H14	42.166
IN. 3	b5	7.740	IN. 6	b5	41.985
IN. 3	E1	7.469	IN. 6	E1	41.270
IN. 3	b4	7.289	IN. 6	b4	39.684
IN. 3	M10	31.557	IN. 6	M10	14.676
IN. 3	L13	40.577	IN. 6	L13	54.170
IN. 3	L14	37.167	IN. 6	L14	51.675
IN. 3	L15	36.726	IN. 6	L15	53.321
IN. 3	L8	46.848	IN. 6	L8	44.525
IN. 3	M5	51.885	IN. 6	M5	30.027
IN. 3	1040	52.125	IN. 6	1040	30.435
IN. 3	859	58.368	IN. 6	859	39.614
IN. 3	L3	57.094	IN. 6	L3	30.413
IN. 3	L2	69.116	IN. 6	L2	27.667
IN. 3	P. 9	70.154	IN. 6	P. 9	29.995
IN. 3	P. 8	69.424	IN. 6	P. 8	29.446
IN. 3	857	73.345	IN. 6	857	37.042
IN. 3	b3	61.249	IN. 6	b3	16.317
IN. 3	P. 1	66.595	IN. 6	P. 1	21.532
IN. 3	g4	40.215	IN. 6	g4	55.559

作成者	滋賀県近江八幡市鷹飼町858番地6 土地家屋調査士 奥豊寿 (令和6年7月27日作成)	申請人	株式会社中尾ハウジング 代表取締役 中尾武氏	縮尺
-----	---	-----	---------------------------	----

近江八幡市鷹飼町北三丁目6番地4

株式会社 中尾ハウジング

代表取締役 中尾 武氏

令和6年1月16日 付けで申請のあった開発行為許可申請は、都市計画法第29条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和6年(2024年)2月13日

近江八幡市長

小西 理



記

1. 開発区域の名称

近江八幡市浅小井町字北開2233番1

(外 5 筆)

2. 開発区域の面積

1,938.99 m<sup>2</sup>

3. 建築予定物の用途

建売分譲住宅地

(7区画)

4. 許可条件

別紙のとおり

(教示)

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法に基づき、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、滋賀県開発審査会に対して審査請求を行うことができます。ただし、通知を受けた日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求を行うことができなくなります。

また、前記の審査請求を行わずに、行政事件訴訟法の規定に基づき、この通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、近江八幡市を被告（近江八幡市長を被告の代表者）として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、行政不服審査法の規定に基づき審査請求を行った場合には、行政事件訴訟法の規定に基づき、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請のみをすることができます。なお、この場合には、この処分についての公害等調整委員会の裁定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。





## 許 可 条 件

### (着手届の提出)

1. この許可に基づく工事に着手する時は、速やかに工事着手届出書を提出すること。  
尚、実施工程表を添付のこと。

### (防災の措置)

2. 工事施工中は火災及び災害による被害の防止の為、適切な措置を講ずるとともに工事関係者に周知徹底さすこと。尚、天候その他により災害の発生が予想される場合は、区域内を巡回する等の警備体制を定め、防災に努めること。
3. 工事施工中は交通上または危険防止のため必要な標識（工事標識、バリケード、保安赤色注意灯、保安ロープ等）を設置すること。

### (公共施設の機能保全)

4. 従前からある公共施設の廃止、付替え等の工事施工に当っては、仮工事、部分施工等の手段により交通、水利、排水等の機能停止や公害を生じないように配慮し施工すること。

### (工事廃止に伴う措置)

5. この開発行為を中止または廃止する場合は、工事によって損なわれた公共施設の機能を速やかに回復すること。

### (報告等)

6. 工事施工中において当初設計の予想と著しく異なる土質や地盤の場合には、その状況および対策について遅延なく報告すること。
7. 擁壁等の構造物の設計に当っては、土質試験、地耐力試験を実施し、その結果を検討し資料を添付して報告すること。

### (工事の施工状況の記録)

8. 工事施工に当っては、次に掲げる工事の当該部分の位置、構造、形状寸法が設計図書に適合していることを確認できる施工状況の写真（撮影年月日およびその他必要な事項を記入）、資料等を整備し、工事完了届に添付し、提出すること。

工事の種類	報 告 事 項
擁壁工事	1. 鉄筋コンクリート造の擁壁の基礎および配筋の施工状況 2. 練積造の擁壁の壁体および胴込コンクリート並びに裏込栗石の厚さの状況 3. 擁壁の基礎の施工状況
盛土工事	1. 急傾斜面に盛土する場合における盛土前の段切りその他の措置の状況 2. 暗渠排水管の施設施工状況
道路工事	1. 舗装工における路盤工および基層工並びに表層工の厚さの状況 2. 舗装工における各種試験の状況
貯水施設工事	1. 根切り等を完了した時の状況 2. 躯体の配筋状況
その他	1. 土質試験、地耐力試験等の状況 2. 各種構造物の基礎となる地盤の状況 3. 地盤改良、置換土の状況 4. プレキャスト製品等の形状寸法、製品番号表示等の状況 5. 開発許可済証の掲示状況 6. 市長が指定する工事の状況

(完了届の提出)

9. この許可に基づく工事を完了した時は、速やかに市長に提出すること。

(建築制限)

10. 許可を受けた土地においては、工事完了検査を受け、完了公告があるまでは建築物を建築してはならない。

(建築物の建蔽率等の指定〔法第41条〕)

11. 予定建築物の形態は、次の各号のいずれも満足するものであること。
- (1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離を1.0m以上とする。
  - (2) 高さの最高限度は10mとする。

(その他)

12. 上記のほか、この許可に基づく工事の施行については、法令や規則等を遵守するとともに工事の施行に当っては疑義を生じたときは、係員の指示を受けること。
13. 許可工事等により生じた災害、苦情等に速やかに許可を受けたものが解決すること。
14. 変更許可申請、完了届等の作成は別添作成要領に基づくこと。万一遵守されない場合は、受付されないことがある。
15. 開発区域を標示する境界プレート等を設置すること。(境界プレートの縦貼りは不可)
16. 1m以下の擁壁については、設計者の責任において安全対策の措置を講ずること。

近八開 29 第 010553-1 号

近江八幡市鷹飼町北三丁目 6 番地 4

株式会社 中尾ハウジング

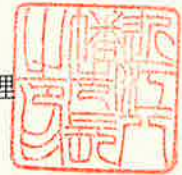
代表取締役 中尾 武氏

令和6年3月12日 付けで申請のあった開発行為変更許可申請は、都市計  
画法第35条の2第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和 6年(2024年) 3月29日

近江八幡市長

小 西 理



記

1. 開発区域の名称

近江八幡市浅小井町字北開 2 2 3 3 番 1

2. 開発区域の面積

1,938.99 m<sup>2</sup>

(外 5 筆)

3. 予定建築物の用途

建売分譲住宅地

(7 区画)

4. 許可条件

開発許可 近八開29第 010553号と同じ

開発行為に関する工事の検査済証

第 010584 号  
令和 6年(2024年) 8月27日

近江八幡市長

小西

理



下記の開発行為に関する工事は、令和 6年 8月 5日 検査の結果、都市計画法  
第 29 条第 1 項の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

1. 許可番号 令和6年3月29日 近八開 29 第 010553-1 号
2. 開発区域（工区）の名称  
近江八幡市浅小井町字北開 2 2 3 3 番 1

外（ 5）筆

3. 許可を受けた者の住所及び氏名  
近江八幡市鷹飼町北三丁目 6 番地 4  
株式会社 中尾ハウジング  
代表取締役 中尾 武氏

4. その他

市街化調整区域  
法第 34 条第 1 号

開発面積 1,938.99 m<sup>2</sup>

浄化槽の種別 公共下水道

予定建築物の用途

建売分譲住宅地

（7 区画）

法第 41 条の規定による  
制限の内容

高さ 10 m 以下

壁面の位置 1 m 後退

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1617010157901
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	近江八幡市浅小井町字北開			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2233番5	宅地	203	13	2233番1から分筆 〔令和6年8月8日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	令和6年8月5日 第11667号	所有者 滋賀県近江八幡市鷹飼町北三丁目6番地4 株式会社中尾ハウジング 会社法人等番号 1600-01-010876 順位5番の登記を転写 令和6年8月5日受付 第11668号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年8月15日

大津地方法務局東近江出張所

登記官

林田みゆき

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D59859 (1/1)



1/1

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1617010157902
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	近江八幡市浅小井町字北開			余白	
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
2233番6	宅地	204 11		2233番1から分筆 〔令和6年8月8日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	令和6年8月5日 第11667号	所有者 滋賀県近江八幡市鷹飼町北三丁目6番地4 株式会社中尾ハウジング 会社法人等番号 1600-01-010876 順位5番の登記を転写 令和6年8月5日受付 第11668号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年8月15日

大津地方法務局東近江出張所

登記官

林田みゆき

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D59860 (1/1)



1/1

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1617010157903
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	近江八幡市浅小井町字北開			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2233番7	宅地	235	09	2233番1から分筆 〔令和6年8月8日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	令和6年8月5日 第11667号	所有者 滋賀県近江八幡市鷹飼町北三丁目6番地4 株式会社中尾ハウジング 会社法人等番号 16-00-01-010876 順位5番の登記を転写 令和6年8月5日受付 第11668号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年8月15日

大津地方法務局東近江出張所

登記官

林田みゆき

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D59861 (1/1)



1/1

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1617010157904
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	近江八幡市浅小井町字北開			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2233番8	宅地	235	07	2233番1から分筆 〔令和6年8月8日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	令和6年8月5日 第11667号	所有者 滋賀県近江八幡市鷹飼町北三丁目6番地4 株式会社中尾ハウジング 会社法人等番号 1600-01-010876 順位5番の登記を転写 令和6年8月5日受付 第11668号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年8月15日

大津地方法務局東近江出張所

登記官

林田みゆき

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D59862 (1/1)



1/1



表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1617010157905
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	近江八幡市浅小井町字北開			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2233番9	宅地	214	46	2233番1から分筆 〔令和6年8月8日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	令和6年8月5日 第11667号	所有者 滋賀県近江八幡市鷹飼町北三丁目6番地4 株式会社中尾ハウジング 会社法人等番号 1600-01-010876 順位5番の登記を転写 令和6年8月5日受付 第11668号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年8月15日

大津地方務局東近江出張所

登記官

林田みゆき

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D59863 (1/1)



1/1

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1617010157906
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	近江八幡市浅小井町字北開			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2233番10	宅地	213	51	2233番1から分筆 〔令和6年8月8日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	令和6年8月5日 第11667号	所有者 滋賀県近江八幡市鷹飼町北三丁目6番地4 株式会社中尾ハウジング 会社法人等番号 1600-01-010876 順位5番の登記を転写 令和6年8月5日受付 第11668号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年8月15日

大津地方法務局東近江出張所

登記官

林田みゆき

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D59864 (1/1)



1/1

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1617010157907
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	近江八幡市浅小井町字北開			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2233番11	宅地	212	52	2233番1から分筆 〔令和6年8月8日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	令和6年8月5日 第11667号	所有者 滋賀県近江八幡市鷹飼町北三丁目6番地4 株式会社中尾ハウジング 会社法人等番号 1600-01-010876 順位5番の登記を転写 令和6年8月5日受付 第11668号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年8月15日

大津地方法務局東近江出張所

登記官

林田みゆき



\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D59865 (1/1)

1/1

